

令和3年（2021年）

第3回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和3年（2021年）3月26日 開催

大阪狭山市教育委員会

第3回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和3年（2021年）3月26日（金）

午後2時 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（5名）

竹谷	好弘	教育長
山田	順久	教育長職務代理者
田川	宜子	委員
河合	洋次	委員
井上	寿美	委員

出席事務局の職員

山崎	正弘	教育部長
酒匂	雅夫	教育部理事
松本	幸代	こども政策部長
北野	真也	教育総務グループ課長
尾島	肇	学校教育グループ課長
神楽所	保則	学校給食グループ課長
林部	雅司	社会教育・スポーツ振興グループ課長
寺本	芳之	歴史文化グループ課長
浜口	亮	保育・教育グループ課長
井上	知久	子育て支援グループ課長
上尾	悦男	放課後こども支援グループ課長
酒谷	由紀子	学校教育グループ参事

書記

荒川	郁代	教育総務グループ参事
中村	圭吾	教育総務グループ主査
御田	青波	教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第7号 | 令和2年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書について |
| 日程第2 | 報告第8号 | 大阪狭山市特別支援教育就学奨励費支給要綱及び大阪狭山市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について |
| 日程第3 | 報告第9号 | 大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会設置規則について |
| 日程第5 | 報告第10号 | 和解について |
| 日程第6 | 報告第11号 | 令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第21号 教育委員会関係）について |

閉会

○各グループの報告事項

教育長（竹谷好弘）

改めまして、皆さんこんにちは。

定刻でございますので、始めます。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

ただいまから、令和3年第3回の教育委員会定例会議を開会いたします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則によりまして、田川委員、河合委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

教育長活動報告でございます。

3月ということで、まず、2月26日が学校見学（ICT）となっておりますけれども、これは今年、パソコンを1人1台ということで、各学校に導入しております。南第二小学校へ整備状況を市長、副市長それから議会議員の皆さん方にご見学いただいたということでございます。また、教育委員の皆様方には、またどこかのタイミングで現場をご覧いただくということで、整備状況について現地を確認したところです。

3月1日は3月議会の初日でございます。3月2日、それから3月4日、校長会と幼稚園・こども園園長会ということで、年度最後の会がございましたので、ご挨拶をさせていただいております。

3月11日、3月15日と代表質問、個人質問ということで、教育関係のご質問に答弁をしております。

3月12日、それから3月16日、3月19日、小・中学校、幼稚園・こども園の修了式、卒業式が無事に終えております。外部の来賓等、縮小した形でございますけれども、心のこもった式になったということで報告を受けております。

3月24日、子ども・子育て支援の推進本部会議ということで、この会議は本年度最後でしたが、今後の幼稚園、保育園の在り方など

を審議したところです。

ここに書いておりませんが、終業式が3月24日、一斉に行われております。無事に今年度を、各現場終えておりますので、ご報告をいたします。

教育長の活動報告については以上でございます。ということで、それでは早速、議事に移りたいと思います。

本日の議案でございますが、日程第1、報告第7号、令和2年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育総務グループ課長（北野真也）

それでは、報告第7号、令和2年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書についてご説明をさせていただきます。

事前に、令和2年度の教育委員会点検・評価報告書を配付させていただいておりますので併せてご参照いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

お手元に資料はございますでしょうか。よろしいですか。

この点検・評価報告書でございますけれども、本市の第2期教育振興基本計画のスタートに合わせまして各取組施策の進捗管理をPDCAサイクルにより点検・評価を行いつつ、振興計画を着実に実行するため、今年度から新たな様式に見直しを行ったところでございます。

見直しのポイントでございますけれども、評価項目につきましては、来年度の部の運営方針に掲げる事業に加え、振興計画に掲げる参考指標を一体的に点検・評価することといたしました。それでは、報告書の2ページをご覧ください。このページには、点検・評価の目的と手法を記載してございます。

次に、3ページから6ページでございますけれども、教育部及びこども政策部の運営方針を

掲載してございます。

次に、7ページから17ページでございますが、第2期大阪狭山市教育振興基本計画に掲載する施策の体系や、教育委員会の活動状況として、教育委員の皆様が令和2年中に活動していただきました内容あるいは定例会の中の審議内容につきまして、ここで報告をさせていただいております。

また、18ページ及び19ページにおきましては、今年度に教育委員会が取り組みました新型コロナウイルス感染症対策につながる緊急応援策を掲載しております。

次に、22ページから25ページをご覧ください。

第2期教育振興基本計画の基本方針ごとの重点目標とその取組項目について、担当所属と各取組の個別調書のページなどについて一覧表形式で掲載をしております。

それぞれの事業について、今年度の点検・評価の詳細内容につきましては、26ページ以降となっております。基本方針1に関する事業として、認定子育てサポーター事業ほか18件の事業、基本方針2では、発達障がい児支援事業ほか7件の事業、基本方針3では、学校園規模適正化方針策定事業ほか20件の事業、基本方針4では、サタデースポーツ事業ほか12件の事業、以上、全体で61件の事業を点検・評価してございます。

点検・評価の結果といたしましては、58ページに結果一覧を掲載させていただいておりますが、61件の事業のうち58事業がおおむね計画どおりに進捗している状況でございました。

そして、これらの結果を踏まえ、学識経験者の意見ということで、今年2月25日に教育部長及びこども政策部長はじめ各担当課長が桃山学院大学の今西教授と、大阪大谷大学の長瀬教授のヒアリング及びご指導のほうを受けまして、59ページから60ページでございますが、その講

評、評価をいただいております。

両先生方からは、総体としましては、特に問題なく、コロナ禍という緊急事態の中で状況を踏まえながら、可能な範囲で事業を実施してきたことについては評価していただいておりますが、今後の課題として、不登校の児童数がやや増加傾向にあることや、小学校高学年における教科担任制の導入、コミュニティスクールの導入により社会教育との連携、協力が今後さらに重要となる点、また、就学前教育・保育と、学校教育の円滑な接続に積極的に取り組むことなど、さらなる工夫や努力を求めたい点についても、ご指摘をいただいております。

その他、事項別にご提言をいただきました内容につきましては、各グループにおいて真摯に受け止めながら、各事業のさらなる効果を求め、第2期の本市教育振興基本計画の下、着実に取り組んでまいりたいと考えてございます。

教育委員の皆様には、点検報告書をご一読いただきまして、各事業の内容等につきましてご意見、ご質問がございましたら、後日でも結構でございますので、各担当グループにお問合せをいただけたらと思っております。

以上、簡単ではございますが報告とさせていただきます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

教育委員（山田順久）

今年、新型コロナウイルスということもあって、なかなか事業の進捗が難しい中で、すごく頑張っていただいて、取り組んでいただいたではないかなと思っております。

それで、指標を見させてもらおうと、全国学テを基にどうであったかという項目が、特に学校教育関係が非常に多いのですが、これが、子どもたちの評価ということになると思います。

今後、各学校で学校評価もやっていただいていると思いますので、そういったところ、教育委員会と校長会と一緒に連携して、一定の資料等も作っていただいて、そして、それでもって評価していくというのも、ここにさらに、次年度あたりから加えていただけたら、コミュニティスクールのこともありますし、保護者とか地域の方等の評価というのもそこに反映されるんじゃないかなと思いますので、そのあたりのこと、もし可能であれば、一応検討していただけたらなというふうに思います。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

今のご意見につきまして、事務局、何かコメントありますか。

尾島課長。

学校教育グループ課長（尾島 肇）

山田委員がおっしゃっていただきましたように、今回、全国学力調査の結果から記載する指標については、多くのものが記載できていない状況であります。ご意見頂戴しましたように、学校評価、各学校で実施しておりますので、そういった指標も参考にしながら取組の状況の評価できるように、今後また検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかにご意見、ご質問等、いかがでしょうか。ほかにないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第1、報告第7号、令和2年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書については承認されました。

続きまして、日程第2、報告第8号、大阪狭山市特別支援教育就学奨励費支給要綱及び大阪

狭山市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

学校教育グループ課長（尾島 肇）

それでは、報告第8号、大阪狭山市特別支援教育就学奨励費支給要綱及び大阪狭山市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。

資料は2ページから18ページでございます。

改正の理由についてでございますが、文部科学省の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部が、オンライン学習通信費を支給できるよう改正されたことに伴いまして、本市におきましても、オンライン学習通信費を支給できるよう、支給費目を追加し、様式の見直しを行い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきまして、まず、大阪狭山市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正からご説明いたします。

7ページの大阪狭山市特別支援教育就学奨励費支給要綱新旧対照表をご覧ください。

この中で、第9条申請書の提出につきまして、学校諸経費届出口座に統一することによりまして、特別支援教育就学奨励費口座振替申出書（様式第5号）を不要とすることといたしました。これによりまして、第9条中の「特別支援教育就学奨励費口座振替申出書（様式第5号。）及び」を削り「様式第6号」を「様式第5号」に、「申出書等」を「申出書」に改めることとしました。

また、第10条第1項中「様式第7号」を「様式第6号」に、第11条中「様式第8号」を「様式第7号」に、第12条第2項中「様式第9号」を「様式第8号」に改めることとしました。

続いて、8ページをご覧ください。

別表の認定区分に第1区分、支給費目にオン

ライン学習通信費、支給基準に実費相当額を加えることとしました。

続いて、9ページをご覧ください。

様式第1号の特別支援教育就学奨励費支給申請書にインターネット環境の有無について、世帯員の前年度の収入ありなし、世帯員の1月1日時点の住所地の項目を追加することとしました。

続いて、10ページをご覧ください。

様式第2号につきまして、文部科学省が示している新たな様式例に倣いまして「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」に、個人別総所得額、給与所得または公的年金所得の有無と、ひとり親または各控除の額（保護者等のみ）の項目を追加することとしました。

続きまして、大阪狭山市児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正についてご説明いたします。

16ページの大阪狭山市児童生徒就学援助費支給要綱新旧対照表をご覧ください。

この中の第4条第1項の支給費目及び支給額の第11号としまして、オンライン学習通信費を加えることとしました。

また、第4条第2項中「及び第9号」を「第9号、第10号及び第11号」に改め、第4条第3項中「及び第10号」を「第10号及び第11号」に改めることとしました。

17ページをご覧ください。

様式第1号の大阪狭山市児童生徒就学援助費支給申請書にインターネット環境の有無の項目を追加することとしました。

なお、この規則は令和3年4月1日より施行いたします。

以上、簡単な説明ではございますが、ご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

今の説明につきまして、何かご意見、ご質問

等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第2、報告第8号、大阪狭山市特別支援教育就学奨励費支給要綱及び大阪狭山市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第9号、大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育総務グループ参事（荒川郁代）

それでは、日程第3、報告第9号、大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動についてご説明させていただきます。

お手元にお配りしていますA4横型の管理職人事の一覧をご覧ください。

教育委員の皆様には、事前に内示の概要をお知らせさせていただきましたが、このたび、正式な内示が行われましたので、人事異動の内容につきまして、ご報告させていただきます。

なお、時間の関係上、この場におきましては、学校園長及び課長級相当職以上の異動内容についてのみご説明させていただきます。

まず、小学校及び中学校関係でございます。

現在、西小学校の堀内校長が異動により東小学校校長に、第三中学校校長の吉川校長が異動により西小学校校長に着任されます。南第三小学校の濱田教頭が南第三小学校の校長に昇任されます。南第三小学校長の寺下校長が異動により狭山中学校校長に着任されます。南中学校の伊知地教頭が南中学校校長に、第三中学校の槇野教頭が第三中学校校長にそれぞれ昇任されま

す。第七小学校の堤教頭が異動により南第三小学校の教頭に着任されます。西小学校の朝倉指導教諭が北小学校の教頭に、東小学校の永澤首席が第七小学校の教頭に、南中学校の藤井教諭が南中学校の教頭に、第三中学校の小林教諭が第三中学校の教頭にそれぞれ昇任されます。東小学校の中野校長、狭山中学校の田中校長、南中学校の中田校長がそれぞれ退職されます。

続きまして、こども園・幼稚園でございます。

東幼稚園の上岡副園長がこども園副園長に、こども園副園長の鶴田副園長が東幼稚園副園長にそれぞれ着任されます。

続きまして、教育委員会事務局の教育部の部内異動でございます。

教育部副理事兼学校教育グループ尾島課長が教育部理事に、学校教育グループ酒谷参事が学校教育グループ課長にそれぞれ昇格されます。社会教育・スポーツ振興グループ林部課長がグループの名称変更に伴いまして、社会教育グループ課長になります。歴史文化グループの高橋課長補佐が歴史文化グループの参事に昇格されます。学校給食グループの神楽所課長が新設される教育施設グループ課長になります。教育総務グループ杉阪主幹が学校教育グループ課長補佐兼教育施設グループ課長補佐に昇格されます。

続きまして、教育部の転入でございます。

市民生活部の山田部長が教育部長に異動されます。人事グループ高橋課長補佐が教育総務グループ課長に、南中学校の玉置教諭が学校教育グループ課長補佐に、南第三小学校の青木首席が学校教育グループ課長補佐にそれぞれ昇格されます。

次に、転出でございます。

教育部の山崎部長が議会事務局長に異動されます。教育総務グループ北野課長が政策推進部次長兼人事グループ課長に昇格されます。歴史文化グループ坂井参事が生活援護グループ参事

に異動され、学校教育グループ勝谷課長補佐が大阪府教育庁に勤務されます。

続きまして、教育委員会事務局のこども政策部の部内異動でございます。

こども政策部の松本部長が今年度末に定年を迎えられ、子育て支援グループ再任用参事になります。保育・教育グループ浜口課長がこども政策部次長兼保育・教育グループ課長に、放課後こども支援グループ里村主査が放課後こども支援グループ課長補佐にそれぞれ昇格されます。

次に、転入でございます。

山本健康福祉部兼福祉事務所長がこども政策部長に異動されます。

次に、転出でございます。

子育て支援グループ樽本課長補佐が公民連携協働推進グループ参事に昇格されます。

以上、簡単ではございますが、人事異動の説明とさせていただきます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第3、報告第9号大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動については承認されました。

続きまして、追加議案になります。お手元の資料でございます。

日程第4、議案第5号、大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会設置規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育総務グループ参事（荒川郁代）

それでは、日程第4、議案第5号、大阪狭山

市これからの学校園のあり方検討委員会設置規則についてご説明をさせていただきます。

先月の定例教育委員会議では、報告議案として、大阪狭山市付属機関設置条例の一部を改正する条例を上程し、ご承認をいただきました。

また、午前中に開催されました3月定例月議会において、条例が可決されたことにより、追加議案として上程するものでございます。

お手元にごございます追加議案の資料をご覧ください。資料は2ページから3ページでございます。

この規則につきましては、第1条として、大阪狭山市これからの学校園あり方検討委員会の趣旨について規定することといたしました。

第2条として、委員会の組織は、委員を15人以内に規定することといたしました。

第3条として、委員会の委員について規定することといたしました。

第4条として、委員の任期について規定することといたしました。

第5条として、委員長及び副委員長について規定することといたしました。

第6条として、委員会の会議について規定することといたしました。

第7条として、委員会の所掌事務を円滑に遂行するため、委員会の下に幹事会を置くことから、幹事会について規定することといたしました。

第8条として、幹事会の会議について規定することといたしました。

第9条として、委員会及び幹事会において関係者の出席等について規定することといたしました。

第10条として、委員会及び幹事会の庶務について規定することといたしました。

第11条として、委員会委任について規定することといたしました。

なお、附則といたしまして、この規則は令和3年4月1日から施行することといたします。

非常に簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。特にございませんか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第4、議案第5号大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会設置規則については承認されました。

続きまして、日程第5、報告第10号、和解についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

放課後子ども支援グループ課長（上尾悦男）

日程第5、報告第10号、和解についてご説明いたします。

追加議案書の5ページをご覧ください。

まず、事案の概要でございますが、平成28年度、市内の放課後児童会におきまして、本市が事業を委託していた相手方法人が雇用する支援員によりまして、利用者がわいせつな行為をされたとして、利用者である被害者が当該支援員、本所及び相手方を被告として損害賠償を求める訴訟を提起しましたが、裁判所の和解勧告を踏まえまして、本市と相手方が被害者に対し、連帯して和解金717万8,840円の支払い義務を負い、本市と相手方との間で和解金の負担割合については別途協議する等の内容で和解が成立しました。

その後、本市が被害者に対し、和解金全額の支払いを行い、相手方に応分の負担を求めてい

たものでございますが、本市と相手方の負担割合につきまして、本市代理人と相手方代理人が交渉を重ねた結果、相手方が和解金のうち200万円につき一括で支払うことを認めたため、このたび和解を締結するものでございます。

相手方法人は、特定非営利活動法人ワークレッシュでございます。

次に、和解の内容でございますが、本市及び相手方は、本市が損害賠償請求事件の和解金として、既に原告に支払った金員のうち200万円を相手方が負担することに合意し、令和3年4月2日までに相手方が本市にその金員を支払うことで、本市と相手方には本件和解金の負担については以上をもって解決したものとし、本件についてはほかに債権債務がないことを互いに確認するものでございます。

また、相手方は本市が負担した残余の和解金について、別途元支援員に対して求償することに異議はないものとなっております。

なお、今回の和解の考え方としまして、本件につきましては、行為者の犯罪行為に起因し、法人の帰責性の程度が高いとは言えないこと、法人の現在の経営状況が厳しいものであること、事業の委託が市民協働の考え方に基づき開示されていたこと、事業に関し潤沢な利益が生じていたわけではないこと、訴訟となった場合は費用・時間も要し債権回収の可能性も不明瞭であること、一方で法人が障がい児の通所支援事業や一時預かり事業等を担っていることから、損害の公平な分担と紛争の早期解決という観点から今回の和解に合意するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第5、報告第10号、和解については承認されました。

続きまして、日程第6、報告第11号、令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第21号 教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育総務グループ課長（北野真也）

それでは、報告第11号、令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第21号 教育委員会関係）についてご説明をさせていただきます。

資料でございますが、追加でお配りさせていただきました資料の7ページから9ページまでとなっております。まず、8ページの繰越明許費補正でございます。

小学校費及び中学校費のコンピューター設置事業で計上しておりました当該負担につきましては、GIGAスクール構想で整理しました1人1台のタブレット端末を利用した授業環境の拡充を図るため、現在、センター集約方式で接続しているインターネット回線を各学校単位で接続できるように改修を行うものでございますが、全国的なGIGAスクール構想の整備の影響により、通信事業者への回線変更後の申請が集中しており、年度内の事業完了が困難となったことから、事業費の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

また、小学校費及び中学校費の感染症対策学習保障支援事業で計上しておりました当該予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方臨時創生交付金の対象事業として、令和3年3月1日付にて交付決定を受けておりまし

たが、対象事業の年度内完了が困難となる見込みとなったため、事業費の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、9ページの歳入でございますが、先ほど報告第10号でご説明しました和解に関連する弁償金でございます。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、個別にご質問のほうをいただきまして、各担当のほうから説明をするようにいたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

これで最後の議事になりますけれども、この繰越明許で、先ほども出てまいりましたけれども、工事の終了見込みと言いますか、その内容と見込みですね、その辺についてもうちょっと詳細の説明をお願いいたします。

教育総務グループ課長（北野真也）

工事の内容の詳細というところでございますけれども、今現在、1人1台のタブレットを整備させていただきまして、各学校に設置しておりますアクセスポイントでございますけれども、スペック的には同時に100台が接続できるようなスペックになっておるんですが、それを十分機能活用しよういたしますと、先ほども申し上げましたインターネットの接続方式が、現状、第三中学校に全て集約されてから、外部に接続するという構造となっております、どうしてもその構造ですとボトルネックが生じていることで、通信速度がそこで一旦制限がかかるという言いますか、落ちてしまうような状況になってございます。

それを解消するために、学校ごとに、インターネット接続ができるような単体改修をかけて

おるところなんです、全国的なG I G Aに関連する改修が、どうしても今年度内の事業であったということで、年度末に同じような解消策を講じているところが、申請が集中しているというような状況になってございました。これをいち早く対応できるように、業者を通じて指導もさせていただいてはおるんですけども、どうしても許認可と申しますか、下りる時期というのが年度内ぎりぎりか、もしくは新年度に入ってからになるという見込みでございまして、その工事の仕上がり、完了目途としましては、1人1台のタブレット端末の活用がゴールデンウイークの連休明けには段階的に進めていくという本市の計画もございまして、それが開始するまでには完了するよということ、業者にも確認を取らせていただいているというようところでございます。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ありがとうございます。

いろいろ工事が集中するということで、できるだけ支障のないように対応していきたいと思っております。関連しましてほかに何かご意見、ご質問等、ありませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第6、報告第11号、令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第21号 教育委員会関係）については承認されました。

本日の議案は以上でございますので、これもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証す

るため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員